

名古屋市依存症専門医療機関開設支援事業補助金交付要綱

(通則)

第1条 名古屋市依存症専門医療機関開設支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、名古屋市補助金等交付規則（平成17年名古屋市規則第187号。以下「規則」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この要綱は、名古屋市依存症専門医療機関・依存症治療拠点機関選定要綱（以下「選定要綱」という。）に基づく依存症専門医療機関（以下「専門医療機関」という。）を確保するため、新たに開設する専門医療機関に対して、市が交付する補助金に関して必要な事項を定めるものとする。

(補助対象医療機関)

第3条 補助金の交付申請を行うことができる医療機関は、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 選定要綱に定める「名古屋市依存症専門医療機関選定基準」（以下「選定基準」という。）を現に満たしているか、又は満たす見込みがあり、補助金の交付決定を受けた翌年度末までに選定要綱に基づく専門医療機関の申請手続きができること。
- (2) 補助金を申請する時点において、選定基準の人員配置に係る研修を修了した医師が1名以上配置されていること。
- (3) 選定要綱に基づく選定の種別（以下「選定種別」という。）について、過去に同じ選定種別の補助金の交付を受けていないこと。
- (4) 補助金の申請日以前の3年間に、同じ選定種別の専門医療機関として選定されていないこと。
- (5) 専門医療機関として選定を受けた後、3年以上専門医療機関として活動できること。

(補助対象経費)

第4条 補助金は予算の範囲内において交付するものとし、補助の対象となる経費、補助率及び補助上限額は、別表に定めるとおりとする。

2 補助金の額は、補助対象経費からその補助対象経費に充当されるべき寄附金その他の収入を控除した額に補助率を乗じて得た額と補助基準額を比較していずれか少ない方の額とする。ただし、算定された額に1,000円未満の端数が

生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

- 3 補助金の額は、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ額控除（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定により、仕入れに係る消費税及び地方消費税として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。）が含まれている場合においては、当該消費税及び地方消費税に係る仕入れ額控除額を減じて得た額とする。

（交付の申請）

第 5 条 この事業による補助金の交付を受けようとする医療機関の開設者は、市長に対して次の各号に掲げる書類を提出するものとする。

- (1) 名古屋市依存症専門医療機関開設支援事業補助金交付申請書（第 1 号様式）
- (2) 事業計画書（第 2 号様式）
- (3) 経費所要額調書（第 3 号様式）
- (4) その他市長が必要と認める資料

（交付の決定及び通知）

第 6 条 市長は、前条に基づく申請について、その内容を精査し、補助金の交付を決定したときは、名古屋市依存症専門医療機関開設支援事業補助金交付決定通知書（第 4 号様式）により、申請した医療機関の開設者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第 7 条 この補助金において、規則第 8 条第 1 項の規定により申請を取り下げられる場合には、前条に定める通知を受領した日から 15 日以内に、その理由を記載した書面を市長に提出するものとする。

（補助事業の中止又は廃止）

第 8 条 補助金交付決定を受けた医療機関の開設者は、事業を中止し、又は廃止しようとする場合においては、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

（実績報告）

第 9 条 補助金交付決定を受けた医療機関の開設者は、補助事業の完了後、市長に対して次の各号に掲げる書類を提出するものとする。

- (1) 名古屋市依存症専門医療機関開設支援事業実績報告書（第 5 号様式）

- (2) 事業実施報告書（第 6 号様式）
- (3) 経費所要額精算書（第 7 号様式）
- (4) その他市長が必要と認める資料

2 前項の規定による実績報告の提出期限は、補助事業の完了日から起算して 30 日を経過した日又は当該年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までとする。

（補助金の額の確定）

第 10 条 市長は、前条に基づく実績報告について、内容を精査し、補助金交付額を確定したときは、名古屋市依存症専門医療機関開設支援事業補助金交付額確定通知書（第 8 号様式）により通知する。

（補助金の請求）

第 11 条 補助金交付額の確定を受けた医療機関の開設者が、補助金を請求しようとするときは、名古屋市依存症専門医療機関開設支援事業補助金請求書（第 9 号様式）を市長に提出するものとする。

（補助金の交付）

第 12 条 市長は、前条に基づく補助金の請求を受け付けたときは、すみやかに補助金を交付する。

（補助金の返還）

第 13 条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定又は交付を受けたことが明らかとなったとき。
- (2) 第 3 条各号に規定する要件のいずれかを満たせなかったとき。

（その他）

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 6 月 7 日から施行する。

別表

補助対象経費	補助率	補助上限額
専門医療機関の開設に必要な、報酬、給料、手当、社会保険料、報償費、役務費、需用費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、旅費、その他市長が必要と認める経費	1/2	選定種別ごとに 2,000 千円